

第4章

推進方策

大野市における環境の保全及び創造に向けて、この計画をより効果的に推進していくため、進行管理などについて具体的に示します。

- 1 進行管理
- 2 推進体制

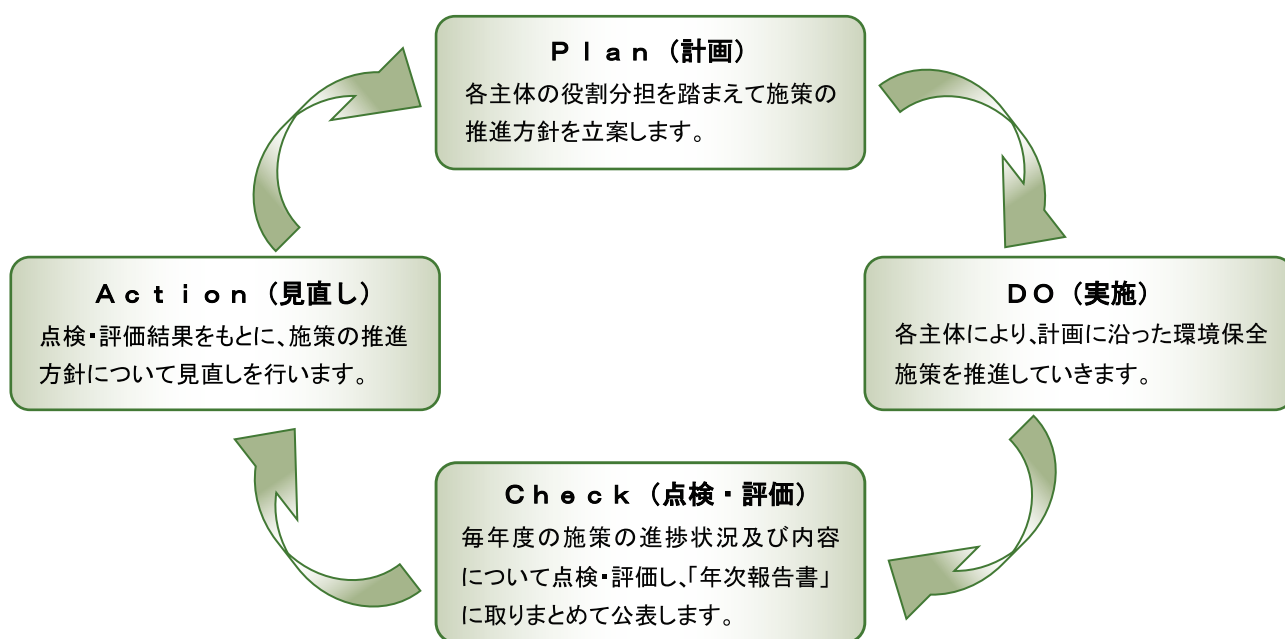
1 進行管理

計画の実効性を確保し、着実な推進を図るために、P D C A サイクルに沿って進行管理を行います。

(1) 計画の点検・評価

毎年度ごとに環境の現況を把握するとともに、本計画に基づく具体的な施策・事業等の実施状況及び進捗指標である目標値の達成状況などを点検・評価します。

点検・評価した結果は環境年次報告書として取りまとめ、作成した年次報告書は、市民や事業者に広く公表していきます。



環境年次報告書に取りまとめる事項

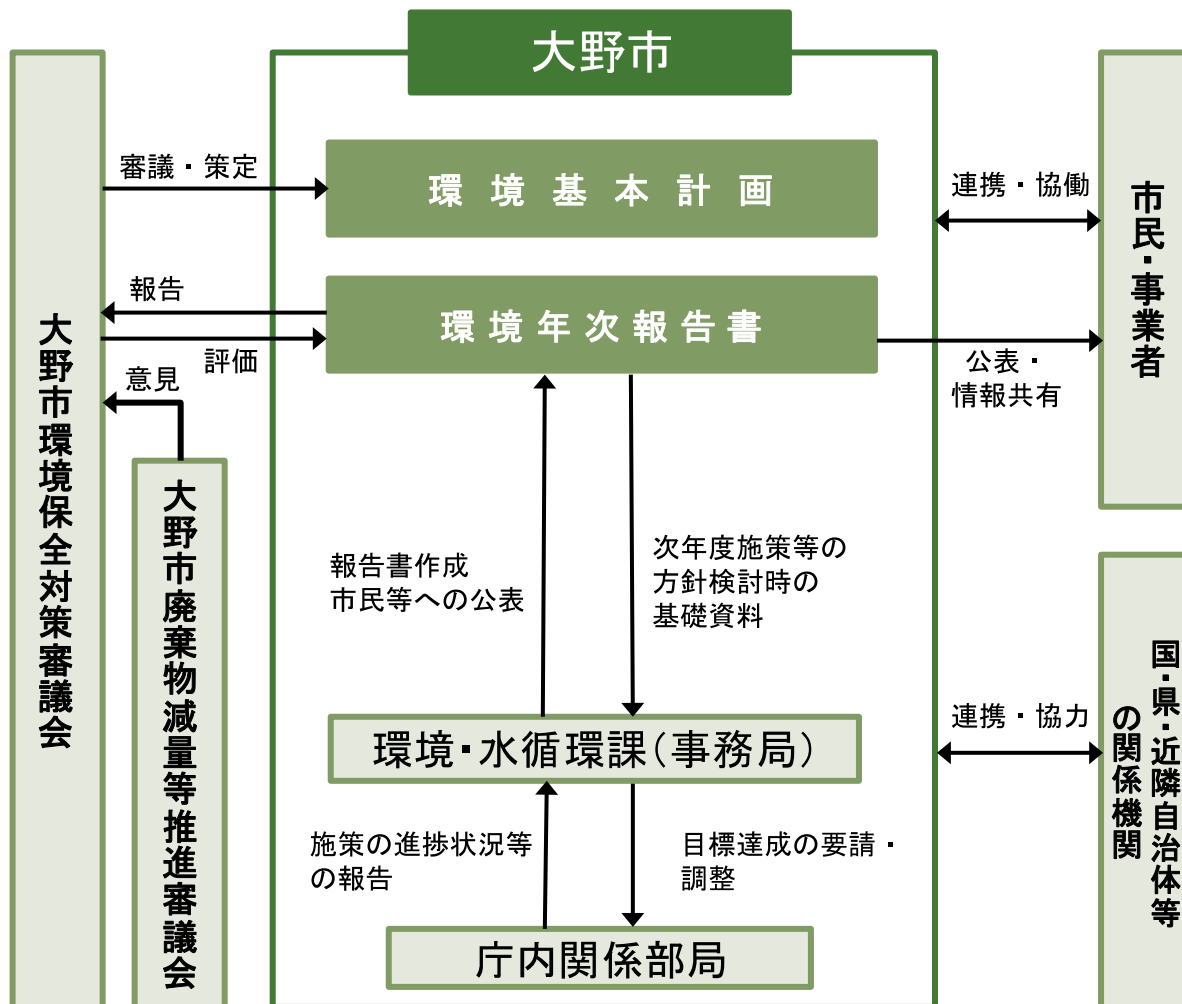
- 1 大野市内における環境の現状
- 2 取り組みを行った施策の概要とその効果
- 3 数値目標の達成状況
- 4 その他必要な事項

(2) 点検・評価を受けての見直し

本計画は、計画期間を令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間としていますが、毎年度ごとの点検・評価結果や社会状況の変化などに適切に対応するため、令和7年度（2025年度）に中間評価を行います。中間評価にあたっては、同時期に策定が見込まれる本市の最上位計画である第六次大野市総合計画後期基本計画との整合性を図りつつ、市民や審議会などの意見を聴きながら、重点施策と数値目標またはその目標値について検討を行い、必要に応じ、本計画の見直しを行います。

2 推進体制

本計画の各種施策は、さまざまな分野にわたっており、庁内関係部局が連携しながら、一体となって推進する必要があります。そこで、環境関連施策を担当する庁内関係部局間での連絡・調整を図りながら、計画の着実な推進に努めます。



大野市環境保全対策審議会

本計画について審議などを行う母体としての役割は、「大野市環境保全対策審議会」が担っています。この大野市環境保全対策審議会に対し、毎年、年次報告書を基に進捗状況を報告し、意見や提言をいただきながら、それらを踏まえた取り組みを進めます。なお、廃棄物処理関連施策の推進については「大野市廃棄物減量等推進審議会」の意見を聞くこととします。